第二十五条　他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、二の締約国間の投資に関する二国間協定であってこの協定の効力発生の日に存在するものが効力を有する限り、当該二国間協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国の投資家に与えられる待遇に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

注釈　この協定のいかなる規定も、一の締約国の投資家と他の締約国との間に問題が生じた場合において、当該投資家がこの協定よりも有利であると認めるこれらの締約国間の投資に関する二国間協定に依拠することを妨げるものと解してはならないことが確認される。

第二十六条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十七条　最終規定

1　全締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、それらの通告が受領された日のうち最も遅い日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、5及び6に規定する場合を除くほか、引き続き効力を有する。この協定は、一の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他の締約国の領域内において当該他の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

3　全締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、投資を更に促進し、及び全締約国において一層開かれた投資環境を作り出すため、この協定の一般的な見直し並びにこの協定の実施及び運用についての見直しを、この協定の効力発生の後三年ごとに又はいずれかの締約国の要請により行う。

4　全締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、この協定を改正するため、適当な経路を通じて交渉を行う。この協定は、全締約国間の合意により改正することができる。その改正は、全締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って受諾され、全締約国が合意した日に効力を生ずる。当該改正は、その効力を生ずるまでの間においては、この協定に定める全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

5　いずれの締約国も、一年前に他の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定から脱退することができる。一の締約国が脱退した場合には、この協定は、他の締約国について引き続き効力を有する。この協定からの脱退の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、脱退した締約国について、脱退の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

6　この協定は、5に規定する他の締約国のいずれかが5の規定に基づいて脱退した場合に終了する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該他の締約国について、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

7　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年五月十三日に北京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために
　山口壯
　枝野幸男
大韓民国政府のために
　朴泰鎬
中華人民共和国政府のために
　陳徳銘

議定書

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　協定第四条1の規定は、土地の取得に関する事項については適用しない。

2　(a)　全締約国は、協定第十一条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(i)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(ii)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

(b)　締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(i)　当該一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii)　当該一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(iii)　当該一又は一連の措置の性質及び目的（当該措置がその目的と均衡がとれたものであるか否かを含む。）

(c)　締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的のために締約国がとる無差別的な規制措置は、間接的な収用を構成しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十二年五月十三日に北京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために
　山口壯
枝野幸男
大韓民国政府のために
　朴泰鎬
中華人民共和国政府のために
　陳徳銘

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三